

# 公益充実資金規程

## 第1条 (目的)

この規程は、公益財団法人南砺幸せ未来基金（以下「当財団」という。）の公益充実資金の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条 (定義)

公益充実資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第23条第1項第1号に定める将来の特定の公益目的事業に係る活動の実施又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得もしくは改良（以下「公益充実活動等」という。）に係る費用等の支出に充てるために保有する資金をいう。

## 第3条 (公益充実資金の保有)

当財団は、公益充実資金を保有することができる。

## 第4条 (公益充実資金の保有に係る理事会承認手続き)

当財団が、前条の公益充実資金を保有しようとするときは、代表理事は、公益充実活動等ごとに、公益充実活動等の内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立限度額、その算定根拠を理事会に提示し、次の要件を充たす場合において承認を得るものとする。

- (1) その資金の目的である公益目的事業を行うことが見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

## 第5条 (公益充実資金の管理・取崩し等)

公益充実資金は、他の資金と明確に区分して管理するとともに、財産目録その他の書類においてその保有状況を明らかにする。

2 前項の資金は、公益充実活動等の支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、公益充実活動等以外の支出に充てるために公益充実資金の取崩しを行う場合には、代表理事は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

## 第6条 (公益充実資金の公表)

代表理事は、公益充実資金に関する次に掲げる事項を当該事業年度の終了後、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表するものとする。

- (1) 当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期
- (2) 当該事業年度の末日における積立限度額（公益充実活動等ごとの所要額の合計額をいう。以下同じ。）及びその算定根拠
- (3) 当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額
- (4) 当該事業年度の末日における公益充実資金の額
- (5) 前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額、その他内閣総理大臣が必要と認める事項

#### 第7条（定期提出書類への記載）

代表理事は、前条の規定による公表に加え、毎事業年度終了後、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第23条に定める事項を記載した書類（定期提出書類）を作成し、当財団の事務所において備え置くとともに、行政庁に提出するものとする。

#### 第8条（既存の特定費用準備資金に係る経過措置）

この規程施行前に当財団が公益目的事業に係る特定費用準備資金として保有していた次の資金は、この規程の施行をもって公益充実資金とみなし、この規程の定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 助成プログラム準備資金（令和7年度末残高 600万円）
- (2) 西能スポーツ賞準備資金（令和7年度末残高 410万円）

#### 第9条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### 第10条（細則）

この規程の実施に必要な細則は、代表理事が定めるものとする。

### 附 則

この規程は、令和8年5月25日より施行する。（令和8年5月25日 理事会議決）